

社会福祉法人 福 沢 会

平成 2 5 年度 事業報告書

現行法であった「障害者自立支援法」が「障害者総合福祉法」に引き継がれ、翌年度からその取り扱いが一部改正されることが決定していたため、改正への対応準備を進めた年度となった。

1. 自立に関する支援

①ケア会議、ケアプラン、栄養ケアマネジメント

障害程度区分認定調査 1 0 6 項目や医師意見書に基づく、理論的・科学的及び客観的な視点による、自立を目的としたケアプラン策定の考え方は現場においてもほぼ定着した。

しかし、翌年度から「障害程度区分」は「障害支援区分」と名称が変更され、認定調査項目も「1 0 6 項目」から「8 0 項目」へと追加、統合・削除されるため、その変更内容や考え方、またこれまでの障害程度区分認定調査における問題点などについて研修を行った。

四半期毎の栄養ケアマネジメントは半数をケア会議と合同協議として他職種による連携を図る手法が定着したため、今期は食事提供体制や常食を含めた給食全般の見直しと改善を行った。

②保護者及び利用者への説明

過去の保護的制度下での福祉サービス利用経験者にとって、現行法は非常に厳しく不満の声も多くある。しかし、法の主旨や一般社会の状況、公費の適切な利用等についての説明を繰り返し行った。

2. 体制整備

①住環境改善

平成 2 2 ・ 2 3 年度の耐震化整備により南館が完成したが、問題と

なっていた地下ピットについて湿気対策工事を実施した。また北館内装や介護用ベッドの更新等、リニューアル工事を実施。利用者の住環境を改善した。

②特定相談事業所

法改正によりサービス等利用計画書作成（計画相談支援）の対象者が、平成27年3月末日までに全障害福祉サービス利用者に拡大されることから、特定相談事業所の開設準備を行った。事業として採算性は全く無いが、既存入所者のサービス利用継続と、新規入所者の利便性を考慮した場合、対応やむなしと判断した。

以 上